

第VII章

2種類の農業労働者

1. 農業労働者世帯の存在形態

Z村の労働力人口⁽¹⁾は、男194人、女173人の計367人で、そのうち自営あるいは自家の外で主に非農業部門に従事する者82人（男46人、女36人）に対し、自家農業に従事する者165人（男89人、女76人）⁽²⁾、世帯外で農業雇用労働に従事する者115人（男57人、女58人）と、労働力人口の76%（男の75%，女の77%）という圧倒的多数が農業部門に就労している⁽³⁾。そして、上記の数値から農業部門に従事する者の41%（男の39%，女の43%）は農業雇用労働に従事していることもわかる。また、多くの女子労働力が自家・他家を問わず農業に就業しているのが目立つ。女の農業雇用労働者が多いのは、田植えが女だけで行われるからである。したがって彼女らの雇用期間は田植え時期の1ヵ月余と稻刈りの季節に限られ、他の季節には家事のみをするか家計に余裕のないときは行商や籠作りなどの日雇い仕事をする⁽⁴⁾。つまり、女子の農業従事者人口は数こそ多いものの就業期間は短く、後述するように田植えと稻刈りを例外として農業労働者は男に限られている。

次に、農業雇用労働に従事する者を世帯構成員として含む世帯を数え上げてみると、Z村には合計62世帯ある。総世帯数（調査世帯数）は136世帯であるので、半数近くの世帯が農業労働者を抱えていることになる。ところで、第III章では10エーカーを兄に賃貸しているドー・キンヌ(13)の世帯以外の水田耕

作権保有世帯を村の呼称に倣ってすべて水田「農家」に分類した。他方、耕作権を持たず、一家の主たる生計支持者（アチーアケー）が農業雇用労働に従事する世帯を「農業労働者世帯」とした。しかし、もし仮にかなりの数の農家が自家農業以外の農業労働で収入を得ているとしたら、このような分類はあまり意味を持たなくなってしまうであろう。そこで、「農家（水田農家）」と「農業労働者世帯」が、村で呼ばれているように峻別できるものであるのか、吟味してみるとしよう。

第29表は、農業雇用労働に従事する者を世帯構成員として含む世帯62世帯を、水田耕作権保有規模別に分類したものである。62世帯中9割近い55世帯が水田耕作権を持たない世帯である。また、村内に71世帯ある耕作権を保有しない世帯の77%が農業労働者を抱えている。第III章で言及した44世帯の農業労働者世帯はもちろんこの中に含まれ、さらに菜園農家⁽⁵⁾3世帯、行商、大工それぞれ2世帯、公務員、樵夫、スペア、漁業を主業とする世帯がそれぞれ1世帯ずつ、世帯構成員の少なくとも1人（男女は問わない）が農業雇用労働になんらかの形で従事している。乙村において、農業雇用労働は水田耕作権を保有しない者に最も大きな雇用機会を提供しているといつてもよいであ

第29表 水田耕作権保有規模と
農業雇用労働従事者のいる世帯

保有面積(エーカー)	世帯数	構成比(%)
保有せず	55	77.5
6未満	2	50.0
6~12	3	12.5
12~18	2	7.7
18~24	0	0
24~30	0	0
30以上	0	0
計	62	45.6

(注) 「構成比」とは各クラスに属する総世帯数（第27表参照）に占める農業雇用労働従事者のいる世帯の割合をいう。

(出所) 筆者調査による。

ろう。このように、水田耕作権を保有しない世帯がすべて農業労働者世帯とは限らないが、この中から、耕作権を保有せずかつ家計の主たる生計支持者が農業雇用労働に従事している世帯を、村人たちが呼ぶように「農業労働者（サインガー、またはチャーバン）世帯」として一応析出することができる。

さて、問題は水田耕作権を保有しながら農業雇用労働従事者を抱える世帯の存在である。水田耕作権を保有し、かつ自家で農業経営を行う世帯を水田農家とするという第III章で採ったような農家と非農家の分類方法をとることは可能であるが、もし水田耕作権を保有する世帯の大多数が農業雇用労働者を世帯構成員として含んでいるとしたら、「農家」と「農業労働者世帯」の区別はすこぶる曖昧なものにならざるを得ない。またそのような場合、農業雇用は相互扶助的な様相を帯びてくる可能性もある。農家同士が互いに労働力を交換し合うという構図である。そこで、農業雇用労働に従事する者を世帯内に抱えている農家について検討してみることにしよう。

まず、第29表にみると、水田耕作権を保有しかつ農業雇用労働従事者を抱えている世帯は非常に少ない。全農戸数64世帯中わずか7世帯にすぎない。しかも、そのような農家は小規模層に偏っている。これらの農家の農業雇用労働の内容をみてみると、6エーカー未満層では、コー・ティンナイシ(29)が賃借した役牛を連れて日雇い賃耕を行い、自家の田植えが終わると中間雇(用語の説明は次節です)として伯父に雇用され、ウー・ポーチョー(100)の世帯では長男が年雇に出ている。また、表中には掲げられていないが、4エーカーしか保有しないコー・アントゥン(25)は自宅の向かい側に住む父親の家の農作業を手伝い、その見返りとして家計を援助してもらっている⁽⁶⁾。つまり、この層では世帯主かその息子が農業雇用労働に従事している。次に6～12エーカー層では、ソー・ベーシュ(90)とソー・ノアー(93)の世帯がそれぞれ妻の弟と娘の夫を雨期雇と乾期雇(用語の説明は次節です)に出している。またウー・トゥンウェー(107)の世帯では娘4人が、自家の田植えが終わった後、田植え女として雇用されている。つまり、余剰労働力を田植えのみに出している世帯(107)以外の2世帯の場合、本来ならば世帯を分けて居住

すべき「他人」が長期の雇用労働に従事しているのである。彼ら2人の収入は世帯の収入というよりもむしろ労働に出ている彼ら自身の収入になっていることは疑いない。12～18エーカー層では、農業雇用労働従事者を含む世帯は、この層に属する26世帯中わずか2世帯にすぎず、しかもうち1世帯(9)は妻が1ヵ月ほどの田植えに出るだけ、残りの1世帯(110)は次男が中間雇(後出)に出るのみである。農業労働収入は両者とも300チャットほどにすぎず、前述の二つの層の農業労働者世帯が1人あたり1000チャット以上の労賃収入を得ているのに比してごくわずかである。12～18エーカー層の特徴は、労働力が余ったときにのみ短期間雇用されるというものである。

以上みてきたように、6エーカー未満の層は世帯主やその息子など世帯のアチーアケーかそれに準ずる者が農業労働者として雇用されており、農家所得に占める農業労賃収入の比重もかなり高い(第VIII章で詳述)。これに対し、6エーカー以上の各層は農業雇用労働に出ること自体、例外的なことである⁽⁷⁾。すなわち、6エーカー未満層のわずか3世帯を例外として、「農家(水田農家)」は雇う側⁽⁸⁾、「農業労働者世帯」は雇われる側と、ほぼ明確に分けることができるるのである。この意味で、水田耕作権を保有する世帯を「水田農家」、耕作権を保有せずアチーアケーが農業雇用労働を主業とする世帯を「農業労働者(サインガーまたはチャーバン)世帯」と呼んでいる村人たちの呼称は、まったく当を得たものであるといふことができる。

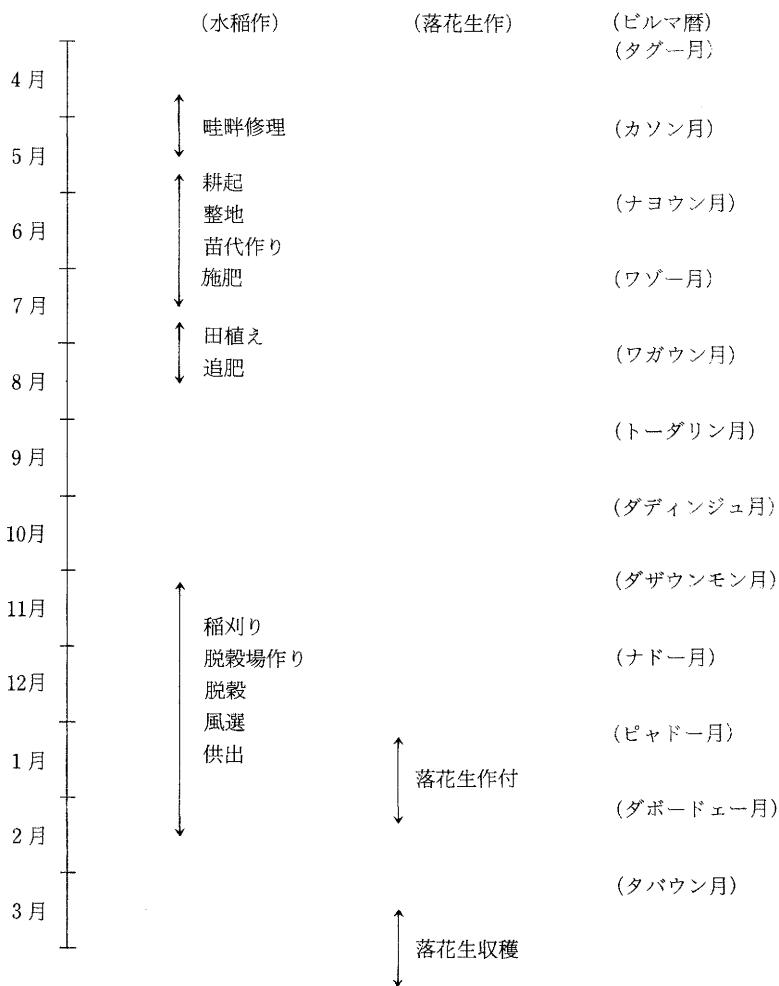
本節では農業雇用労働従事者を世帯構成員として含む世帯の特徴を水田耕作権保有規模との関係で述べてきた。だが、農業労働者は世帯単位ではなくあくまでも個人として雇用されるのであるから、以下では「農業労働者を含む世帯」でも「農業労働者世帯」でもなく、農業労働者個人を中心として議論を進めていくことにしよう。

2. 主な農作業と農業雇用労働

Z村の農事暦は第14図に示したとおりである。第II章で述べたように、Z村の農業はビルマ・デルタに共通してみられる水稻単作型農業であり、乾期の落花生作は小規模で副次的なものにすぎない。またビルマの農村では今も太陰暦であるビルマ暦が使用されており、農作業はすべてこのビルマ暦に沿って行われる。水稻作の準備は、ビルマの正月に当たる、4月中旬の水祭(ティンジャン, *thinjan*)の後に開始されるので、この水祭が行われるタグ一月を年の初めの月とするビルマ暦の方が、太陽暦よりもビルマ農業のリズムにあつているからである。

水祭が終わって暫くすると廐肥の施肥や出作小屋作りが始まり、5月下旬から6月中旬にかけてやってくる雨期の到来を待って畦畔の修理が行われ、続いて2頭立ての役牛による耕起・整地作業が始まる。これと並行して田圃の一隅に苗代が作られて種糲が播種される。そして7月中旬になると田植えが始まり、それから1カ月ほどの間、村のあちらこちらで田植えの光景が展開される。政府配給の化学肥料は、苗代作りに尿素肥料が若干使用され、元肥としてリン酸肥料が、そして追肥として尿素肥料とカリ肥料が投入される。これらの雨期の農作業のために雇用される農業労働者を村人は「モーディー」(*môdhi*)と呼ぶ。モーは「雨」のことであり、ディーは「ティーナン」(*thîhnan*=作物)の省略形でその季節に作るすべてのティーナンに労働力を提供することを意味する。ここではこれを「雨期雇」と呼ぶことにしよう。雨期雇の雇用期間は水祭終了後からワゾー月の満月日(7月下旬から8月上旬)までであり、賃金は糲米40から50バスケット⁽⁹⁾、現金換算で480から600チャットである⁽¹⁰⁾。雨期雇には現金で支払われることが多い。賃金の他に朝7時頃に軽食、11時頃に昼食、夕方5時頃に夕食(以下この3食を「食事」と略記する)が必ずつく。雨期雇は男のみであり、畦畔修理に始まって、耕起・整地、苗代作り、播種、施肥が彼らの仕事内容である。雨期雇または自家の労働力を補

第14図 Z村の農事暦



(出所) 筆者調査による。

完するために水田の一部を日雇い労働者に耕起させる場合もあり、1日⁽¹¹⁾あたりの賃耕料は労働者だけだと10チャット、役牛1対と労働者だと糲3バスケットである。食事はつかない。

苗代から苗を抜く仕事(苗抜き)と田植えの労働者は別に雇用される。当年に雇用している雨期雇を雇ったとしても賃金は別払いである。苗抜きは男の仕事で、抜いた苗100束について3チャットが支払われる。これと併行して行われる田植えは女の仕事で、1人6チャットの日当が支払われる。田植えは朝7時頃から2時間余の昼休みを挟んで夕方4時頃まで行われ、1エーカーの田植えに必要な苗束は約1000束、田植え女は12人日必要であるといわれている。なお、これらの日雇いや歩合制の仕事には食事がつかないのが普通である。

田植えが終わると農閑期に入り、舍飼する牛の世話、すなわち草刈り、給餌、糞尿処理などが農民の主な仕事となる。水田の除草はまったく行われない。この季節に牛の世話のために雇われる農業労働者は「チャーディー」(câdhî)と呼ばれる。チャーとは「中間」の意であるので「中間雇」と呼ぼう。牛の世話には熟練が不要なので、15歳未満の少年でもこの季節のみであるなら雇われることができる。雇用期間はワゾー月の満月日過ぎ(8月初旬頃)からタザウンモン月の満月日(10月下旬から11月上旬頃)までの3カ月と長いが、1日あたりの労働時間が短く労働強度も低いので、賃金は食事つきで糲米20から30バスケット(現金換算240~360チャット)と雨期雇や乾期雇に比べて安い。雨期雇を雇用しない農家の中には、牛の餌となる草を1担ぎ分刈ると4チャット支払う⁽¹²⁾という条件で農業労働者を雇う世帯もある。

10月下旬頃になって雨期が終わると稻刈りが始まる。田植え期間が1カ月余と長く、またHYVと伝統品種では生育期間が異なるうえに、伝統品種の中にも早生種、中生種、晩生種があるので、稻刈りの期間は翌年の1月中旬頃までと非常に長い。この時期には、田植えの時期と違って、ひとつの田圃に多数の人間が入って働いているという光景は見られず、稻の陰に隠れて人影が見えないほどである。「1エーカーは12人植え6人刈り」といわれている

が、Z村では 1 エーカーの土地を 2, 3 人、時には 1 人で時間をかけて刈るというのが普通である。いろいろな品種を植えるのは、収穫期を短期間に集中させてしまわず、できるだけ労働期間を延ばす工夫であろう。HYV の導入は初期の段階では品種の多様化に伴う雇用期間の長期化に一役買ったが、強制を伴う HYV の急激な作付の増加は、収穫期を 10 月下旬から 11 月中旬に集中させる傾向にあり、田植えと同様に、収穫労働力の確保とその後の農閑期(農業労働者にとっては失業期)の長期化が問題となりはじめている。刈り取った稻はタリン(脱穀場)に運んで牛に踏ませて脱穀し、スイン(風選台)に吊るした籠を揺らして風選する。11月末頃になると、AFPTC(農産物交易公社)の供出場が村のサッカー場の一角に設けられ、翌年 2 月まで供出の受付をする。農民はここに牛車や頭に載せた籠で糲を運んで來るのである。以上の乾期農作業のために雇用される農業労働者は「ヌエディー」(nwedhi) と呼ばれる。ヌエーは「乾期」の意味であるから「乾期雇」である。雇用期間はタザウンモン月の下旬(11月中旬)からタボードエ一月の満月日(2月上旬から中旬)までで、賃金は食事つきで糲 40 から 50 バスケット(現金換算 480~600 チャット)である。雨期雇や中間雇と異なり、糲で支払われるのがほとんどである。乾期雇も男のみであるが、稻刈りをはじめとする乾期農作業には女も参加する。乾期雇を雇わない農家の一部および乾期雇や自家労働力だけでは足りない農家は、稻刈りにのみ労働者を雇う。1 エーカーの稻刈りについて糲 4 バスケットが支払われ、こうした雇用形態を村では「ポウッピヤッ」(pou'pya') すなわち「請負」と呼んでいる。稻刈りを自家労働力やポウッピヤッでまかなう農家は、その後の脱穀や風選等その他の農作業過程のみに労働者を雇用するということはない。乾期の農作業が終わると、下記の落花生作に雇われないかぎり、次の雨期作まで農業に関する雇用機会はほとんどない。

以上述べたように、Z 村の主要産業である水稻作の雇用慣行では、季節雇が雨期、中間、乾期の 3 種に分かれる。3 期とも雇用主が同じ農業労働者は特に年雇(tahni'pa'lôun) と呼ばれるが、あくまでも季節単位の雇用が足し合わされたものにすぎない。そして、それらの季節雇を補完するように耕起、

苗抜き, 田植え, 草刈り, 稲刈り等に関する日雇い制や歩合制あるいは請負制の雇用が配置されている。Z村では, 雨期か乾期もしくは中間の少なくとも一つの季節に季節雇として雇用される農業労働者は「サインガー」(sayinhgâ), 年間を通じて日雇いや歩合制, 請負制の農作業にしか雇用されない農業労働者は「チャーバン」(câbân) とそれぞれ呼ばれて区別されている。両者とも農業労働者ではあるが, 前者のみを「レーヤーロッター」すなわち農業労働者と呼ぶ村人もいる。なぜならば, 農業雇用労働は, 1年の間に種々雑多な雑役に従事するチャーバンの仕事の一部分でしかないからである。彼らは, 雨期には賃耕, 苗抜き, 草刈り, 荷役などをし, 乾期の前半(涼期)には稲刈りのポウッピヤッ, 精米労働, 菜園の水汲みなどに従事, 後半(暑期)には屋根葺き, 道路工事, 薪取りの手伝い, 荷役などの仕事をする。また女のチャーバンの場合, 雨期には田植え, 乾期には稲刈りのポウッピヤッ, 頭に載せた籠での糀運び, 屋根材であるダノウン編み, ガズンユエッや煮豆の行商, 手動の精米機による闇精米などに従事している。チャーバンとは「手当り次第の(仕事)」という意味であり, 文字どおりいかなる仕事でもする村の便利屋的存在である。彼らの雇用条件はすべて日雇いかそれに近いものなので, 雇用機会は非常に不安定であり, 平均すると, 雨期で月10日前後, 乾期で月15日程度しか働く機会がない。なぜこのように雇用が不安定なチャーバンと比較的安定したサインガーという2種類の農業労働者が存在するのかという問題については次節以降で考えていくことにして, 本節の最後にあたり, 以下, 水稲作以外の農作業に言及しておくことにしよう。

水稻の収穫も後半になってくると, 落花生の播種が始まる。落花生栽培農家は水田農家64世帯中過半の34世帯であるが, 播種面積は先述のように合計64.3エーカーと水稻作の10分の1に満たない。すなわち, 落花生作を行う農家の1世帯あたりの平均播種面積は1.9エーカーと水稻の平均作付面積の15%程度でしかない。乾期の残留土壌水を利用して砂壌土質の水田で作られるので適地が少なく, 主に自家消費用であるため大規模を作る必要がとりあえずはないからである。落花生作には役牛を使った2回の耕起と播種後1回の鎮

圧作業が必要であるが、面積が少ないため自家労働力で行われ、男子労働力のいないドー・チンミヤ(60)とドー・フラティン(121)の家では乾期のサインガーがこれを行う。落花生の収穫には日雇い労働者を雇う世帯が25世帯ある。

菜園経営は主に自家労働力で行われ、必要に応じて日雇い労働者が雇用される。水田耕作権を保有しかつ菜園も持っている農家は、たとえ水田経営は労働者まかせでも、菜園経営は自分自身で行うという傾向が強い。野菜作では施肥や草取り、灌漑などがこまめに行われている。また、フレグー町に菜園を所有する大規模農家は、労働力が足りないためマンゴや椰子などの多年生作物を植え付けているが、自分が息子がこれを管理している。菜園経営を自家労働力で行うのは、生産物を自由に販売できる菜園の方が丹精のしがいがあるからであり、雇用労働者まかせでどの経営規模層でも耕作方法が画一化されている水田経営とは強い対照をなしている。

3. 農業雇用労働力の需要と供給

第1節で述べたように、自家農業従事者数と農業雇用労働従事者数を合わせたZ村の農業従事者数は、男146人、女134人である。ところが、本章第2節で言及したように、その中には田植え女のように1年のうち1ヵ月余しか雇われなかつたり、チャーバンのように雇用機会が不安定な者が多数存在する。こうした事実は、労働力の供給過剰、あるいは需要の大きな季節変動を想像させるが、実態はどうなっているのであろうか。Z村における農業労働力の需給バランスを概観することが本節の目的である。

第30表は、1エーカーあたりの水稻耕作に必要な労働力を、農民たちとのインタビューから推計したものである。すでに何度も述べたが、Z村の農作業は畜力と人力のみで行われ、かつダドーントゥンに役牛1対という対応が明確であるので、規模の経済の働く余地は大きくない。したがって、同表の単位面積あたりの必要労働力にZ村の農民たちの水田経営面積を掛ければ、

第30表 1 エーカーの水稻作に必要な畜力および労働力

作業	畜力 (対日)	労働力(人日)	
		男	女
耕起・整地	6	6	
苗抜き		3	
田植え			12
施肥		0.5	
稻刈り			6
脱穀*	2		3
風選*			0.5
運搬			?

(注) * 1エーカーあたり50バスケットの穀が収穫されると想定した場合。ただし、風選は風がなければ不可能である。

(出所) 筆者調査による。

Z村の農業労働力需要が推計できる。

まず、耕起・整地作業には 6人日×791(エーカー)⁽¹³⁾=4746人日の男子労働力が必要である。畜力も同様に4746対日必要であるが、村の総畜力は168頭すなわち84対で、近隣の村から若干借り入れたとしても90対程度である。つまり、耕起・整地作業には、4746対日÷90対=53日程度の日数がかかる。こうした畜力の制約条件から、この期間の1日あたりの必要労働力人口は約90人となり、水田農家の男子自家労働力人口84人を若干上回る程度である。一方、農地改革時に決められたダドーントゥンは核家族が経営可能な面積とされており、これは12エーカーの耕起・整地作業には男子労働力が1人だけ必要であるということを意味する。この前提に立つと、村全体の必要労働力は、791エーカー÷12エーカー=66(人)となって、さらに少なくなる。つまり、男子労働力人口145人に対して、雨期の耕起・整地作業の労働力需要は計算上明らかに過少である。しかし、実際にはダドーントゥン以下の農家でも雨期雇を入れており、それ以上の農家でも理論上必要な数以上の雨期雇を雇っている。そもそも、第V章で述べたように、ダドーントゥンは役牛や農具の所有を基準として、労働力についてはあまり勘案せずに、きわめて形式的に決

定されたものである。したがって、役牛の所有との関係は今でも大きいが、労働力とダドーントゥンとの関係については曖昧さが残っているように思われる。だが、そのような事情を考慮に入れたとしても、耕起・整地作業に関してZ村内の労働力は相対的に過剰であるということができよう。

苗抜きも男の仕事である。この作業に対する村内の労働力需要は、3人日×791(エーカー)=2373人日である。田植え期間は7月中旬過ぎからの約1カ月間であるので、1日あたりの平均労働力需要は約79人となる。一見して、ここでも労働力供給は過剰であることがわかる。だが、農家の男子労働力はこの期間田植え労働力の調達や田植え作業の監視に忙殺され、苗抜きにまで手がまわらない。なぜならば、HYV導入に伴う正条植えの強制によって、田植え女子労働力の大幅な不足が生じているうえに、政府の規定どおりに田植えが行われていないともう一度田植えをやり直さねばならないという極端な行政指導が実行されているからである。したがって、苗抜き労働力は村内だけでは供給不足気味であり、他村から呼んできたり通常は農外で就業している者をこの時期だけ雇用するというような方法で労働力調達の努力がなされている。

田植えは女の仕事である。1エーカーの田植えに必要な女子労働力は例外なくエーカーあたり12人であり、田植え期間は1カ月であるので、村全体で必要な1日あたりの労働力は、12人日×791エーカー÷30日≈317人となる。これに対し村内の女子農業労働力は134人で、普段は非農業部門に就業しているが田植えだけはするという女子労働力を含めても160人程度にすぎない。田植え労働力は圧倒的に不足しているのである。1980年代前半にこの村にSHY計画が適用される前までは、労働力が不足する場合には直播バラ播きが行われており、田植えをする場合でも縄を張って正条植えをするというようなことは行われていなかった。ところが、農政当局の強制的な指導によりそのようなことができなくなってしまい、こうした極端な労働力不足が発生したのである。このような事態に対処するため、村人たちちは他の職業についている娘たちを村に呼び寄せ、村落人民評議会議長や協同組合長ら村の顔役たちは、

自分たちの水田の田植えに関しては、田植え時期がずれる遠方の村から昼食・夕食付き（通常はどちらもつかないことは先述のとおり）でときには家に寝泊まりさせるなどの方法で労働力を集める努力をしている。だがそれでも十分ではなく、田植え期間は延びる傾向にある。そのため、郡の役人の目の届かない遠方の水田では、「ナーレーフム」によって直播きを行っている農家もある。また、Z村近辺ではまだそのような話は聞かないが、中部デルタのオッポ郡周辺では、男が田植えを行うという前代未聞の事態も生じてきている。

田植えの後は、自家労働力か雨期雇によって追肥が行われるが、雑草の防除作業はいっさい行われないので、水稻作に関しては稻刈りまでは基本的に休養の季節といつてよい。この期間の季節雇としての雇用機会は牛の世話をする中間雇があるのみである。ただし、近隣のA村に牛を預ける者や賃金の安い少年を中間雇として雇用する農家もあるので、成年男子農業労働者は日雇いや請負ベースで牛の草刈りに雇われることが多い。一般的にこの季節の農業労働者は半失業状態にあるといってよい。

稻刈り労働は性別を問わない。したがって、労働力供給は、男146人+女134人=280人である。他方、第30表より総労働力需要は6人日×791エーカー=4746人日であり、稻刈り期間を11月初めから1月末までの3ヵ月間とすると、1日あたり必要労働力は53人となる。明らかに供給過剰である。後に詳しく述べるように、田植え労働者を雇用しない農家はわずか3世帯であるが、稻刈りのための農業労働者を雇用しない農家は29世帯にのぼる。村内で雇用されるサインガー（乾期雇）の数も雨期より若干少なく、また季節雇を雇わずに稻刈りのみをエーカー単位で請け負わせるポウッピヤ契約が盛んに行われている。それでも、村内で水田の全部または一部の稻刈りをポウッピヤに出す農家はわずか17世帯で、その総面積は183.25エーカーにすぎず、乾期雇として雇用されなかった者や女子労働力の数に比して非常に少ない。そのため、稻刈り時期から農外部門に就業しはじめる農業労働者が出てくる。

稻刈り後の収穫・風選作業は、基本的には自家労働力と乾期雇のみによつて行われ、ごく稀に日雇い労働者が雇用される。農家同士の間で、親やキョ

ウダイが畜力と労働力を出し合って一緒に脱穀と風選を行う場合もある（8例）。したがって、乾期に季節雇として雇用されなかった者は、稻刈りのポウッピヤの終了後、男は屋根葺き、精米労働、道路工事、輸送の荷役等、女は屋根材作り、籠作り、行商、ガズンユエッの栽培等に従事することになる。

以上述べたように、田植えの時期以外はZ村では一般的に農業労働力が過剰である。そのため農外に安定的な就業機会を求めるようとする誘因が強く働いているが、それでも多くの労働力が農業部門に残らざるを得ないのが現状である。このように労働力が過剰な場合いつでも必要な労働力を必要に応じて調達できるので、雇用期間をできるだけ短縮し、すべて日雇いか歩合制で雇用しようとする誘因が雇用主側に働く。事実、植民地時代の下ビルマにおいては、農業労働者数が爆発的に増加するなかで雇用期間の短縮化が進んだ⁽¹⁴⁾。ところが、この村では年雇、季節雇、日雇い、請負など種々の雇用契約によって雇用労働者を選別し、なんらかの意味で雇用主と「近い」あるいは「親しい」関係にある者になるべく長期に雇用機会を提供し、そうでない者は必要に応じて日雇いや歩合制で雇うという雇用慣行が観察される。こうした種々の雇用契約の組み合わせにはどのような法則性が見られるのだろうか。また、見られないのだろうか。次節以下で考察することにしよう。

4. 農業労働力雇用の実態

まず農業労働者を雇う側すなわち農家の方から、雇用の実態をみていくことにしよう。第31表はZ村の水田農家がどのようなパターンで農業労働者を雇用しているかについて、水田耕作権の保有規模別に示したものである。6エーカー未満層は、先に述べたように農業労働者を雇用するよりもむしろ自分の世帯から農業労働者を出している世帯が多く、農家としては例外的な層である。しかし、表中の4世帯とも自家農業労働力が少ないので、田植えの時だけは人を雇っている。

第31表 水田農家の規模別農業労働者雇用形態

	年雇	雨期雇+乾期雇	雨期雇	乾期雇	中間雇	田植え+稻刈り	田植えのみ	雇用しない	(単位:世帯) 計
6未満							4		4
6~12		3	2		1	2	15		23
12~18	2	5	4	3	3	2	4	3	26
18~24	1	2	1				1		5
24~30	1	1			1	1			4
30以上	2								2
計	6	11	7	3	5	5	24	3	64

(注) (1)「雨期雇」とは、雨期のみ季節単位で雇用し、他の季節には日雇いや請負ベースで雇用するか、自家労働でまかなう世帯をいう。「乾期雇」、「中間雇」も同様。なお季節雇はすべて男である。

(2)「田植え」には「苗抜き」も含む。

(3)季節雇を雇う世帯はすべて「田植え」労働者を雇用する。

(4)10エーカーの耕作権を義兄に賃貸している1世帯(3)は除外した。

(出所) 筆者調査による。

6~12エーカー層になると、季節雇(サインガード)を雇う農家が出てくる。

第32表に示したように、雨期雇も乾期雇も雇用している3世帯のうち、ドーメー(1)は屋敷地内に住む息子コー・マウンティン(2)を、ウー・トゥングエー(44)とウー・アウンカ(126)は甥をそれぞれ雇用している。1シーズンの賃金は、ドーメーの場合現金で300チャット(粒25バスケット相当)、ウー・アウンカの場合粒30バスケットである。また、ウー・トゥングエーは、雨期は単独で30バスケット支払い、乾期は彼の屋敷地内に住む息子(45)と共同で50バスケット支払う。いずれの賃金も村内の相場である50バスケットより低い。雇用主側はなんとか賃金を払ってやり、被雇用者側は低い賃金に甘んじるという、両者ともかなり無理をした雇用形態であるという印象は否めない。雨期雇のみを雇う農家は2世帯あり、寡婦で男子労働力がないので、隣接する屋敷地に住む姪の夫(93)を雇うノー・グリーミー(95)と、老齢なため適宜季節雇を雇い入れなければならないゾー・カレー(82)の世帯である。また、ウー・オウンマウン(130)は、娘の夫の弟を他村から中間雇として呼んでいる。この層に属する23世帯の農家すべてがなんらかの形で農業労働者を雇用して

第32表 サインガーを雇用する農家

世帯番号	経営面積 (エーカー)	男子専従者数(人)	雇用形態	親族関係	賃金 (バスケット)
1	10	1	雨+乾	息子(2) 甥(村外)	25+25
44	6	1	リ		30+25
126	7	1	リ	不定(少年)	30+30
95	7	0	雨	姪の夫(93)	40
82	10	0	リ	不定	50
130	10	1	中	娘の夫の弟(村外)	25
6	14	1	年	なし(21)	125
60	12	1	リ	弟と甥(58)	130
14	12	1	雨+乾	娘の夫(7)	50+50
34	12	1	リ	甥(28)	40+40
46	12	2	リ	不定	50+50
106	12	1	リ	息子(113)	50+50
121	12	0	リ	不定	50+50
36	13	1	雨+P	甥(32)	40
76	14	1	リ	娘の夫(80)	40
70	12	1	雨	甥(村外)	40
71	12	1	リ	リ	40
9	12	2	乾	不定	50
23	12	1	リ	リ	40
84	12	1	リ	リ	40
18	12	1	中+P	リ	20
24	12	1	リ	甥(村外)	15
116	12	1	リ	リ	15
19	20	1	年+賃耕+P	なし(村外)	150
42	18	1	雨+乾	娘の夫(43)	50+50
73	20	1	リ	甥(74)	50+50
54	23	2	雨	不定	50
63	25	1	年(3人)	甥(68), なし(2人)	130×2+90
72	27	2	雨2+乾2+P	不定2人	(40+40)×2
67	26	4	中+P	従兄弟の息子(村外)	25
75	30	1	年(2人)+P	甥(51), なし(68)	130×2
12	32	4	年(2人)+P	従兄弟の息子(100), 不定	120×2

(注) (1)「男子専従者」とは、自家農業に専従する15歳以上60歳以下の男子労働力をいう。

(2)「年」は年雇、「雨」は雨期雇、「乾」は乾期雇、「中」は中間雇をそれぞれ示す。また、「P」は稻刈り労働力をポウッピヤッによって調達していることを意味する。ただし、賃金はサインガーのものだけを表示した。食事代は含まない。

(3)親族関係は義理の関係を含む。「なし」は親族関係がないこと、「不定」は季節や年によって被雇用者が変わること可能性があることをそれぞれ意味する。

(4) () 内は世帯番号。

(出所) 筆者調査による。

はいるが、23世帯中上記6世帯以外の17世帯は田植えや稻刈り時の日雇いか請負労働者のみで、季節雇は雇用していない。この層に属する農家が季節雇を雇うのは、多少無理して近縁者を雇う場合か、男子労働力が欠けている場合のみに限られるということができよう。

12～18エーカー層すなわちダドーントゥン層⁽¹⁵⁾では、26世帯中半数を超える17世帯が季節雇を雇用している。第32表にこれら17世帯の男子専従者⁽¹⁶⁾数、雇用労働力の雇用形態、雇用主からみた被雇用者の親族関係および賃金を掲げた。これをみてまず第1に気づくことは、ドー・フラティン(121)の世帯を除いて、男子専従者がいる、それも2世帯〔(9)と(46)〕を除いて1人だけいるということである。さらに詳しく吟味してみると、世帯番号(9)のウー・サンワインは村落人民評議会議長、世帯番号(46)のウー・フラタンは同評議会書記長として、村内の行政に忙殺されており、実質的な男子農業専従者はそれぞれ1人ずつである。すなわち、ダドーントゥンの水田を保有し季節雇を雇用する世帯では、「男子専従者が1人だけいる」、という特徴がある。そして、雇用する季節雇の数は、男子専従者が未成年で農業に熟練していない、寡婦のドー・チンミヤ(60)の世帯以外は、各世帯とも1人だけである。これらに対し、田植えと稻刈りのみに雇用労働力を入れる2世帯(第31表参照)には共に男子専従者が2人ずつおり、田植えのみに労働者を雇用する農家では、20代の若い夫婦世帯2世帯には男子専従者が1人だけしかいないが、残り2世帯には2人ずついる。さらに、農業労働者をまったく雇わない3世帯にはすべて男子専従者が2人ずついる。ダドーントゥン世帯すべてについての男子専従者数と農業労働者の雇用形態の関係に関する以上の考察から、男子専従者が1人だけの世帯では季節雇を1人雇い、男子専従者が2人になってはじめて季節雇を雇わなくなる、という傾向をはっきりと読みとることができ。すると、「1対の役牛と核家族で経営可能な面積」であるはずのダドーントゥンは、役牛に関しては妥当な規模であるが、労働力に関しては大きすぎるのではないかという疑念が湧いてこざるを得ない。つまり、男子専従者1人だけでは相当無理をしなければ耕作できない面積ではないのか、という

ことである。確かに、耕起・整地作業と並行して畦畔修理や苗代作りなども行わねばならないので、男子専従者1人だけではかなりハード・スケジュールになる可能性がある。もうひとつの仮説は、ダドントゥンは1人でも経営可能であるが、もう1人季節雇を雇えるぐらいの余裕がある、という考え方である。このように考えると、仮にダドントゥンの核家族農家(男子専従者1人)が村内の世帯総数の半分だけいれば、残り半分の土地なし層の労働力を、年間を通してとはいわないまでも、相当吸収できるということになる。いずれにしてもダドントゥンという面積単位は、労働力吸収に関しては必ずしも核家族に対応するものではないといふことができる。

ダドントゥン層について第32表から読み取れる第2の特徴は、6～12エーカー層と同様に、近縁者を季節雇として雇用する傾向が強いということである。年雇を雇用する2世帯のうち、ウー・ポーセイン(6)は友人の息子を雇用しているが、ドー・チンミヤ(60)は自らの所有する屋敷地内に居住する弟とその息子を年雇として雇っている。年雇以外では、ウー・オウントウイン(106)は息子(113)を、ウー・チーエー(14)とソー・ケーポー(76)は村内に住む娘の夫をそれぞれ雇用し、息子や娘世帯の経済的安定を援助している。親子間の雇用関係の他に特に目立つのは甥を季節雇として雇用する事例であり、村の内外を問わない。被雇用者である甥たちは一般に若年であり、中間雇として雇われはじめて、しだいに乾期雇、雨期雇と農業に熟練していく。いわば、この雇用関係はオン・ザ・ジョブ・トレーニング的性格をもっている。そのためか、賃金は村の水準より若干低い。このように甥が雇用されるということは、彼らの親が水田耕作権を保有していないか、持っていても相当少ないと、すなわち雇用主のキョウダイが耕作権の保有者ではないことを推定させる。甥の雇用が多いのはこうしたキョウダイ間の格差に由来するが、その理由については後述する。

ところで、水田耕作権保有者である農民が直系や傍系の卑属を雇用した場合、保有権者が老齢になったときに被雇用者に耕作権を譲る可能性はあるのだろうか。こうした質問に対し、ウー・オウントウインが現在雇用している

コー・フラタン(113)に翌年耕作権を譲ると答えたのみで、他の雇用主たちには相続人候補者が別にいる。コー・フラタンの場合も、最終的には耕作権がウー・オウントワインと同居している末息子に渡る可能性が強い。すなわち、親族を雇用することは将来の耕作権相続とは関係がない。近親間の雇用—被雇用関係は、被雇用者側からみたら親族からの「恩恵」、雇用主側からみたら「信用できる者の雇用」という互恵的な内容をもっているが、経営権の移譲まで見通したものではないといえる。

続いて耕作権保有規模がダドントウンを超える層の分析に移ることにしよう。18~24エーカー層では、ウー・グエーマウン(19)は協同組合長として多忙であるため、他村から友人の息子を年雇として雇用したうえに、雨期には賃耕、乾期にはポウッピャック労働者を雇っている。ウー・フラチー(42)とドー・ティン(73)の世帯は、男子専従者が1人ずついるが、それに加えて前者は自分の所有する屋敷地内に居住する娘の夫(43)を、後者は隣地に住む甥(74)をそれぞれ雨期と乾期に雇用し、1シーズンについて畠50バスケットを支払っている。また、2人の男子専従者がいるウー・ティンフライン(54)の世帯は、雨期にのみ適当な季節雇を1人雇う。田植えのみにしか労働者を雇用しないのは、3人の男子専従者がいるウー・ニヨー(65)の世帯のみである。次に24~30エーカー層では、ウー・ティンチャイン(63)は男子専従者が彼だけなので近隣に住む甥(68)1人と年によって入れ替わるもう1人を年雇として雇って計3対の役牛を使役し、さらに牛の世話を専従する少年をもう1人年雇として雇用する。男子専従者が2人いるコー・ティンセイン(72)の世帯では、雨期と乾期に季節雇を2人ずつ入れ、男子専従者が4人いるウー・トゥンカイン(67)の世帯できさえ中間雇を1人雇用し、さらに両世帯とも稲刈りを一部ポウッピャックに出している。最後に30エーカー以上層の2世帯の農業労働力雇用の実態をみてみよう。30エーカーを経営するウー・ポーティー(75)は、男子専従者が彼のみであるので、近くに住む甥(51)と同じく近所の青年(68)の2人を年雇として雇用し、さらに収穫期には甥の妻も雇ったうえに一部をポウッピャックに出す。ウー・ピュー(12)の世帯では男子専従者が3人いるが、イトコの息子(100)と村

外の青年を年雇として雇い、収穫面積の半分をポウッピヤッに出している。以上述べたように、ダドーントゥンを超える層においてもダドーントゥンについて男子専従者1人という関係はまったくみられず、ダドーントゥンに1.5から2人分の男子労働力が投入されている。こうした一見過剰とも思われる労働力雇用の要因として、先述のダドーントゥンと核家族労働力の非対応の他に、第1に、この層に属する多くの世帯が畜産や野菜作といった副業に力を入れ、水稻作は雇用労働者にかなりの程度任せてしまうという傾向があることが挙げられる。さらに第2の要因として、特に24エーカー以上の大農になると、農作業の監視に多くの時間と費用を費やすねばならないことが考えられる。散在する田圃で働く雇用労働者の監視に忙しく、規模の経済性が發揮できないのである。この層が稻刈りをポウッピヤッに出すことが多いのも監視コストを下げる努力のひとつであろうし⁽¹⁷⁾、ウー・ポートィーやウー・ピューが乾期の作業が終わると雇用労働者に服や日用品を買い与えるのも(意識しているかどうかはわからないが)監視コストの引下げに一役買うことであろう。またこの層においても親族、特に甥が雇用される事例が目立つ。

以上、本節のここまででは雇用主あるいは雇用主世帯の側からZ村の農業雇用慣行の特質について述べてきたが、次は第33表に沿って被雇用者すなわち農業労働者の側からみた雇用慣行の特徴について検討していくことにしよう。もちろん雇用と被雇用は表裏の関係にあるので、今までの議論との重複は避けられない。以下ではこうした重複を避けながら、被雇用者からみた雇用主との親族関係と雇用形態の関連性を整理し、両者の間になんらかの法則性を見い出すことに努めていくことにする。

まず季節雇の数であるが、第33表では45人(もちろん全員男)である。これに対し第31、32表によると、季節雇を雇用する世帯は32世帯で、5世帯が2人雇い1世帯が3人雇っていることを考慮しても、村内で雇用される季節雇は39人である。この中に村外から雇用される季節雇が9人いるので、Z村内の農業労働者で村内で季節雇として雇用されている者は30人にすぎず、残る15人は村外で雇用されているということになる。すなわち、Z村の農地の多

くが村外者によって耕作されているのと対照的に、Z村の季節雇の3分の1は村外で雇用されているのである。サインガーだけではなく、賃耕労働や稻刈りの雇用労働者の一部も村外で働いており、Z村内の過剰な労働力の一部は村外に雇用機会を求めて歩く。また村外で安定的雇用を得られればそちらに住居を移してしまう者もいる。経営農地について村境が意味をなさない(第II, V章参照)のと同様に、農業労働者も村を超えて出入りしている。

村境が農業労働力雇用の選別基準にならないことは明らかであるが、それならば農業労働力人口の相対的過剰のなかで雇用主側はどのように非雇用者を選ぶのであろうか。そこで今までの考察の過程から浮かび上がってきた親族関係と雇用形態の相関性に注目してみたのが第33表である。まず年雇の列を見てみると、雇用主が親である者2人、オジ(伯父または叔父)・オバ(伯母または叔母)である者6人、キョウダイ1人と近縁者に雇用されている労働者が

第33表 農業労働者の雇用形態と親族関係

(単位：人)

雇用主	年雇	雨期雇+乾期雇		雨期雇	乾期雇	中間雇	田植え+稻刈り		田植えのみ		計
		同一雇用主	雇用主不定				男	女	男	女	
親	2	4		1							7
オジ・オバ	6	4		1		1					12
キョウダイ	1			1							2
その他親族	1					1					2
他人	3	2	7	7	2	1	9	26	6	47	110
計	13	10	7	10	2	3	9	26	6	47	133

(注) (1)村外で雇用されている村民も含む。

(2)親族関係は義理の関係も含む。

(3)「雨期雇」とは、季節雇は雨期のみで、他の季節には日雇いや請負ベースで雇われる者を指す。「乾期雇」、「中間雇」も同様。なお、季節雇はすべて男である。

(4)「田植え」には「苗抜き」も含む。

(5)1世帯で2人以上が農業労働に従事している場合は雇用形態別に別々にカウントした。男子農業労働者が2人いる世帯が9世帯、3人いる世帯が1世帯ある。

(6)田植えや稻刈りは親族関係に関係なく複数の雇用主に雇用されるので、便宜上「他人」に分類した。

(7)「田植え+稻刈り」のうち5人、「田植えのみ」のうち2人は雨期に日雇いで耕起作業も行う。7人とも男である。

(8)兼業として農業雇用労働に従事する者も含む。

(出所) 筆者調査による。

圧倒的に多い。うち、雇用主が親である者1人、オジ・オバである者3人は、雇用主が村外にいる。次に雨期にも乾期にも雇用機会があるサインガーを数えてみると計17人おり、年雇および季節雇の種々の雇用形態の中ではこの形で雇用される労働者が最も多い。そのうち他人のところで雇用されるサインガーが9人と過半数を占める。しかしその中で、雨期と乾期あるいは前年と当年、同一の雇用主に雇われる者は「雇い主と家族のようなつき合いをしている」2人だけである。農家が血縁関係のない他人を農業労働者として雇用するとき、被雇用者との親しさの他、労働者の熟練度や勤勉さなども考慮するが、他人に雇われるサインガーの雇用状態は一般的に不安定である。例えば雨期と乾期の雇用主が異なるサインガーの場合、今年雨期に雇われても来年もそうなる保証は何もない。これとは対照的に、親族に雇われているサインガーは雨期・乾期とも同じ雇用主に毎年雇用されており（少なくとも毎年雇用される期待がある）、両期の雇用主が異なると答えた者は1人もいなかつた。うち2人は村外のオジに雇われている。このように、雨期と乾期の両期に雇用されるサインガーは、雨期・乾期とも同一の雇用主に雇用される者とそうでない者との2種類に分けられ、前者の雇用主には親族、後者の中には非親族が対応している。年雇や雨期・乾期両雇いが親族間で多いのに対し、雨期、乾期および中間のどれか1期のみに雇われる季節雇の場合、彼らの雇用主の多くは他人である。1期しか雇われない季節雇たちは、季節雇用されないシーズンには賃耕、苗抜き、草刈り、稻刈り（ポウッピヤッ）等の農作業の他、道路工夫、精米労働者、屋根葺き人夫などとしての雇用機会を探さねばならない。そしてもし運が良ければ翌年雨期と乾期の両期に雇用されるかもしれないし、悪ければ両期とも雇われずにチャーバンになるのである。以上みてきたような親族間と非親族間の雇用の安定性や継続性の相違を考量すると、過剰な労働力供給の中で、「親族」というシグナルに基づいて農業労働者の選別が行われているのではないかと推定することができる⁽¹⁸⁾。

さて、親子間の雇用—被雇用関係については、親が子の家計を援助し、牛などを与えて将来の耕作権取得に備えさせ、自分が老齢になったときは援助

してもらうことを期待するという意味で、合理的なものであると解釈することができる。だが、親子間にも増してオジ・オバー甥間の雇用一被雇用関係が多いのはなぜであろうか。農業のトレーニングの意味があるということは先に述べたが、それは副次的なものにすぎない。より根本的な問題は、オジ・オバが耕作権を保有し、なぜ甥の親が保有しないのかというところにある。この問題の最も大きな要因は農地改革に由来する。Z村で行われた農地改革では、「農具一式を所有し」「既婚者であること」が農地配分を受ける資格要件とされたことは第IV章で述べた。このとき、小作人かそうでなかつたか、結婚していたかいなかつたかによって、キヨウダイの間で農地を配分された者と配分されなかつた者という格差が生じた。つまり、30年前(調査時点からみて)の農地改革を境に、キヨウダイが農民と労働者に分裂したのである。さらに、農地配分を受けた農家でさえ、世帯主である男子専従者が死亡した農家の一部は水田耕作権を没収された。特に1960年代はその傾向が強かった(第IV章参照)。こうした農業政策史を背景として、水田耕作権を取得した者が取得できなかつた(あるいは失つた)親族を雇用するという慣行が生まれてきたものと思われる。当時キヨウダイ同士の雇用一被雇用が多かつたかどうかについては定かではないが、現在ではキヨウダイを雇用することは稀で、農業労働者の世帯の場合、世帯主は他人に雇用されてその息子が世帯主のキヨウダイに雇用されるという事例が多くみられる。オジ・オバー甥間の雇用一被雇用関係が多くみられるのはこうした理由によるものである。また、農地配分に与れなかつたキヨウダイが村外に流出し、その子どもが村に帰ってきてオジに雇われるといったウー・タウンミヤッ(51)のような事例もある。さらに、政策的にあるいは技術的に相続が一子にほぼ限られているため、相続を受けた者が受けなかつたキヨウダイの息子を雇用する例も出はじめている。

水田耕作権保有者(複数の場合も単数の場合もある)を中心とした親族間雇用関係のネットワークから外れた者の一部がチャーバンとなる。彼らの親族に耕作権を保有する者がまったくいないという場合だけでなく、彼らの親族の耕作権保有規模に比して耕作権を持たない親族の数が多すぎる場合ももちろ

ん含まれる。第33表の中に、田植え(苗抜き)と稲刈りをする男子農業労働者が9人(8世帯)いるが、うち8人(7世帯)⁽¹⁹⁾はそのほかにも賃耕や草刈りなどにも従事する農業労働中心のチャーバンである。一方、「田植え(苗抜き)のみ」に区分されている6人中4人(4世帯)の男子労働者は、なかには賃耕や草刈りをする者もいるが、輸送補助員や精米労働者などとしての農外就業にかなりの比重を置いているチャーバンであり、農外部門での就業機会が不安定なため相対的に農業部門での就業日数が多くなるが、農業労働者が否か判別がつきにくい存在である。残りの4世帯のチャーバン世帯は、2世帯が寡婦、2世帯が夫が病弱でほとんど働けない世帯であり、女世帯主(または世帯主の妻)の田植え労働やガズンユエッ栽培からの収入と子どもの農業雇用労働や農外での労働からの収入で生計を立てている。農家やサインガー世帯にも多くの兼業者がいるが、チャーバンのように1人の労働者が短期間に目まぐるしく職種を変えるようなことはしない。チャーバン世帯は、労働可能な世帯構成員ひとりひとりが数種、ときには十数種にものぼる職種を組み合わせながら生計を立てているのである。

5. 屋敷地共住と農業労働力雇用

親族関係と農業労働力雇用には密接な関係があることが明らかになった。ならば、親族が同一屋敷地内に共住する場合、より安定的な雇用契約が結ばれる蓋然性が高いのではないか。この仮説を検証するのが本節の目的である。1人の所有者の屋敷地に複数の世帯がそれぞれ別々に家屋を設けて共住する事例がよくみられることは第V章すでに指摘した。その中から、屋敷地所有者(「主」と略記)の世帯が農家で、共住する他の世帯が非農家である事例(その逆の事例はない)すべてについて、「主」と共住世帯構成員との雇用－被雇用関係の有無と、こうした関係があった場合の雇用形態を、第5図を参照しながら調べていくことにしよう。

2世帯共住型からみていくと、まず「主」+息子型3例中、「主」が息子を雇用するのはドー・メー(1)がコー・マウンティン(2)を雨期と乾期に雇用する1例のみである。他の2例でも「主」の世帯は農家であるが、1例は息子世帯も農家であり、残る1例では息子は他人のところで季節雇として雇用されている。「主」+娘型は4例あるが、「主」の世帯が農家であるのはウー・フラー(42)1世帯のみで、彼は屋敷地内に住む娘の夫(43)を雨期と乾期に雇用している。ちなみに、息子と義理の息子を雇う上記の2例((1)と(42))とも、耕作権の相続予定者は被雇用者ではなく、前者の場合は「主」の世帯内に同居する末息子、後者の場合は孫である。「主」+甥型共住4例中、「主」の世帯が農家であるのは1例あり、甥はチャーバンに出ている。「主」+弟型1例およびその他3例中、「主」の世帯が農家であるのは3例あるが、いずれも屋敷地内の共住者を雇用していない。

次に、3例ある3世帯共住型の中で、「主」の世帯が農家であるのは2例である。そのうち、ウー・トゥングエー(44)は老齢のため、12エーカーの水田耕作権の半分をすでに屋敷地内に住む末息子のウー・ティントゥン(45)に生前相続させ、12エーカーの水田経営はほとんどこの息子に任せており、いずれは残りの6エーカーも彼に相続されることになっている。もう1人の屋敷地共住者であるウー・トゥングエーの長男のウー・フラタン(46)は農地改革で12エーカーの水田を取得している。もう一つの事例のウー・アウンカ(126)は7エーカーの水田しか保有しないが、老齢で水田に入って働くないため、賃金の安い(雨期、乾期それぞれ30バケット)近隣の少年を雇用し、彼が所有する屋敷地内に住む長男(127)は雨期と乾期それぞれ50バケットの賃金で季節雇として他人に雇われている。ウー・アウンカの屋敷地に住むもう一つの世帯は彼の妻の妹世帯で、こちらは農地改革ですでに12エーカー取得している。

最後に、4世帯共住型の3例中、2例は「主」の世帯が水田農家であり、1例は菜園農家である。菜園農民であるウー・キンサン(49)は老齢のため、水田12エーカーは屋敷地内に住む4男に譲り、5男のコー・テインマウン(47)は屋敷地内に住んではいるが、フレグー町の農家にすでに養子に出してある。

もう1人の共住者はウー・キンサンの姪(50)であるが、彼女は行商で生計を立てている。次に、水田農民であるドー・チンミヤ(60)は何度か述べたように寡婦であり、彼女の所有する屋敷地内に共住するウー・タウングエー(58)とその息子を年雇として雇用し、妹の夫(57)も雨期のみではあるが季節雇として雇用している。もう1人の共住者はウー・タウングエーの妻の弟世帯であり、世帯主は樵をしている。4世帯共住の最後の事例はウー・タウンミン(122)の所有する屋敷地である。彼自身水田11エーカーを保有する農民で、さらに共住する姉ドー・フラティン(121)も水田耕作権12エーカーを持っている。彼女は寡婦であるため季節雇を雇っているが、牛の世話や季節雇への指示などは弟に頼っている。ウー・タウンミンの妹(123)も寡婦であり、同居する彼女の息子のコー・トゥンがサインガーとして世帯を支えている。コー・トゥン同様、もう1世帯の共住世帯の世帯主であるコー・タンフライン(124)（ウー・タウンミンの甥の長男）もサインガーであるが、2人とも(121)や(122)との雇用関係はない。

以上検討してきたように、仮説に反して、同一屋敷地に共住することと雇用一被雇用関係にあることはあまり関係がない。まして、共同経営的な関係はウー・トゥングエー(44)とウー・ティントゥン(45)の間以外にはみることができない。以上の考察と第V章で述べた相続の慣行とを考え合わせてみると、Z村（少なくとも下ビルマまでは広げてもよいように思われる）においては、「同一屋敷地に共住する複数の世帯」を、タイのように、耕地の分割や相続を前提とした耕地の一時的貸借関係⁽²⁰⁾を主とした共同関係で結ばれている集団⁽²¹⁾とみることはできない。また、「農業共同経営を基本とする」⁽²²⁾集団でもないことは明らかである。あえて言うならば、結婚直後の子や甥・姪をなんらかの形で援助（もちろん屋敷地に住まわせることも含む）したり、寡婦や老親を扶養したりするために、一時的便宜的に作られる、血縁関係に基づく集団である、と定義することができよう。だが、屋敷地を異にする血縁間でも同じような相互扶助がみられるから、「屋敷地所有者が同敷地内の居住者に敷地を無料で貸す」ということ以外に屋敷地に共住する者同士の相互扶助と近

隣に住む血縁同士のそれを質的あるいは量的に区別する手立てではない。

6. Z村の雇用慣行の特質とその政策的背景

——第VII章の小括——

以上、Z村の農業雇用労働の実態について詳述してきた。以下、こうした雇用慣行ができあがってきた客観的および主体的条件を中心に本節の議論をまとめていくことにしよう。

議論の前提条件は、Z村では1カ月余の田植え期を除いて労働力が過剰だということである。何をもって過剰であるかと言うと、農地改革で「核家族で耕作可能である」と判断された農地(水田)面積に対して、さらにはZ村の農民自身が必要だと判断している労働力に対して、現存する農業労働力人口が相対的に過剰なのである。村外で農業雇用労働に従事する者やチャーバンと呼ばれる雇用不安定層が存在することがその傍証となる。30年前の農地改革でできたこのような状況を前提として、現在の村の雇用慣行ができあがってきたのである。

そこで第1に、ダドーントゥンは本当に核家族の労働力だけで経営可能なのか、実態はどうなっているのか、男子専従者の数と農業労働力雇用の関係について考察した。この結果、田植えと収穫期の二つの農繁期に賃労働者を雇用すれば、核家族の労働力のみで経営可能であることは判明した。だが、男子専従者が1人だけでこのような経営を行っている世帯はダドーントゥンを保有する26世帯中わずか2世帯にすぎず、残りの24世帯は実質的男子専従者を2人抱える(7世帯)か、なんらかの形で年雇か季節雇を雇っている(17世帯)かのどちらかである。すなわち、第IV章でみたような手続きで半ば機械的に決められたダドーントゥンは、役牛1対に対しては合理的な面積であるが、核家族労働力に対しては、当時のそして現在の技術水準では広すぎるようと思われる。よしんばちょうどよい面積であったとしても、男子労働力を

2人近くまでは吸収できる農業構造がZ村には定着しているということができる。村の総世帯数の約半分しか農地配分に与れなかつたという農地改革の不備は、こうした柔軟な農業構造によってある程度緩和されてきたということができよう。

それではどのような基準によって、農家は年雇や季節雇などの長期雇用労働者を選択しているのであろうか。これが第2の問題点であった。実態を分析した結果、年雇や雨期・乾期同一雇用者に雇われるサインガーの雇用主は、親、オジ・オバ、キョウダイなどの近縁者が圧倒的に多いことがわかつた。親が息子を、オジ・オバが甥を雇用するのは、将来の相続とは無関係で、若い息子や娘夫婦世帯を援助したり、息子や甥に農業従事者としてのトレーニングの機会を与えるという意味合いが強い。しかし、オジ・オバが甥を雇用するのにはさらに歴史的背景が加わる。すなわち、農地改革で農地配分を受ける資格者を「既婚者」で「牛や農具を所有する者」とするとの限定条件がつけられたため、キョウダイ間で水田耕作権を持つ者と持たざる者と差が突然生じた。農地改革後も、男子専従者が死亡した世帯は耕作権を没収された。こうして、キョウダイの援助のために甥を雇用するという慣行が生まれてきたものと推定される。

農地改革の不徹底性と農業労働力の相対的過剰下でのダドーントゥンの柔構造性とが、近縁者の長期雇用という慣行を発生させた客観的条件である。他方、雇用主側の主体的条件として、本章では近縁に対する恩恵が強調される嫌いがあつたが、近縁者を長期的に雇用することは雇用主にとって経済的にメリットはないのだろうか。これを第3の問題とすることにしよう。結論から言うならば、ビルマのように小作制度が禁止されているところでは、近縁者を雇用するメリットは特に大きい。近来の小作制度論では、地主が労働者や小作人を雇う場合、彼らの過少労働投入を防止するため、地主は監視費用を支出しなければならず、その費用は賃労働契約が最も高く、分益小作、定額小作の順に低下していくものとされている⁽²³⁾。ところがビルマの場合、分益、定額に関わらずあらゆる小作契約は法律で禁止されており、もし発覚

すれば水田耕作権は国家に没収されてしまうことになっている。よって耕作権保有者が自己の経営する水田を世帯構成員以外に耕作させる方法は賃労働契約しかりえない。雇用主は経営のリスクをすべて負いつつ、理論的には最も高い監視費用を負担しなければならない。そのような条件下で監視費用を節約するためにはなんらかの方法で信用できる労働者を選別する必要がある。そこで、「近縁」であることが労働者を選別するうえでのシグナルになるのである。ビルマの農業法制は、このように農業労働者の雇用慣行にも強い制約を課しているのである。

以上、本章で述べてきたような雇用慣行上のさまざまな工夫にもかかわらず、労働力が吸収できなくなると、ユワジーからユフレーができたように新しい集落が形成され、より農業条件の悪い農地が耕作されるようになる。事実、Z村では村の北西方に1989年頃からユワティッ（ywathi'）という集落ができるつつある。ユワティッとは「新しい村」という意味である。この名称は、フレグー郡は言うに及ばず、ビルマ・デルタのそこここに散見することができる。一つの集落で人口増加が支えきれなくなると、新しい集落を形成することによってこの矛盾を解消していくというメカニズムが、ビルマ・デルタでは連続と繰り返されてきたのである。ただし筆者が調査したかぎりにおいては、そのような新開地にまず移住できるのは、親が農民であるとか牛や農具あるいは営農資金をある程度持っているとかといった比較的恵まれた者に限られているように思われる。

- 注(1) 10歳以上で年間を通じてある一定のパターンで仕事（家事労働は除く）に従事している者、あるいは失業している者をいう。
- (2) このうち男5人、女3人は自家の菜園で働く。また、男4（うち菜園農家から3人）人、女5人は農業雇用労働にも従事する。
- (3) 以上は、過去1年間に最も長く就労した職種は何か、という質問に対する回答。したがって、雨期にのみ農業をし乾期には農外で就業する者、普段は農外で就業し農繁期にのみ農業を手伝う者等さらに分類を細かくすることは可能である。なお、労働力人口としてカウントできると見なされる者のうち男2人と女3人が「何も仕事をしなかった」と答えた。

- (4) ただし、行商や籠作りに従事する期間が田植えをする期間より長い場合は、「農業部門に従事する者」としては扱われていない。
- (5) 第III章で言及したように、「菜園農家」は非農家に近いものと見なされているので、以下の行論では、特に農家として扱う必要があるとき以外は、菜園農家は非農家として扱う。
- (6) 残りの1世帯、すなわち5エーカーの水田耕作権を保有するソー・ポートゥー(87)の世帯では、長女と次女がヤンゴンとフレグー町でそれぞれ女中をして家計を助けている。
- (7) しかし、第III章でみたように、そして第VIII章で詳述するように、農業雇用労働以外の兼業も行わないという意味では決してない。
- (8) 後述するように、64世帯の水田農家の中で、農業労働者を雇用しない世帯はわずか3世帯にすぎない。
- (9) ふつうは50バスケットであるが、息子や甥（義理も含む）を毎年雇う場合や若年の不熟練労働者の場合には賃金が若干安くなる。中間雇や乾期雇についても同様である。なお、Z村の季節雇の現物賃金は10年以上も変わっていないという。米価に変化がなかったからであるとも考えられるが、労働力過剰の中で労賃の切下げが行われなかつたのは、このレベルが「生存賃金」と見なされているからであろう。斎藤照子はZ村に隣接するチュンガレー村の調査を1976/77年に行っているが、当時の現物賃金も筆者の調査時のZ村の賃金とほぼ同じである。斎藤照子「下ビルマ米作村の……」、86ページ参照。
- (10) 政府の公定穀価は1バスケットあたり9.55チャットであるが、村では12チャットの換算率が使用されていた。
- (11) 牛耕の時間帯は午前6時半頃から11半頃まで午後は行われないので、牛耕の場合は、この時間をもって1日とする。
- (12) 1日で刈り取れる草の量はせいぜい2担ぎである。
- (13) 第V章で述べたように、村民の水田耕作権保有面積の合計は801エーカーであるが、ドー・キンヌ(13)が耕作権を保有し、他村の兄に貸し出してある10エーカーは除外する。
- (14) Furnivall, *op. cit.*, p. 76; 竹村正子「下ビルマ・デルタ地域の稻作経営と大恐慌の影響」(『アジア経済』第20巻第9号、1979年9月), 64~66ページ; 高橋「植民地統治下の下ビルマにおける……」、35~37ページ。
- (15) 第V章で述べたように、この層に属する農家26世帯中、24世帯は12~14エーカー、残りの2世帯は14エーカーちょうどの水田を保有しているので、26世帯すべてがダドーントゥン層に属するということができる。また、第VI章までの議論では、耕作規模10エーカー以上14エーカー以下の農家をダドーントゥン農家としたが、本章および次章においては6エーカーごとに階層を区切るので、統計処理の都合上、特別の断りがないかぎり、10エーカー以上12エーカー未満

の9世帯の農家はダドーントゥン層に入れない。

(16) 本書では、専ら自家農業のみに専従する15歳以上60歳以下の男子、と定義する。

(17) ダドーントゥン以下層に属する農家53世帯中、稻刈りの一部または全部をポウッピヤッで行う世帯はわずか10世帯(19%)であるのに対し、ダドーントゥンを超える層11世帯中、ポウッピヤッ労働者を入れている世帯は7世帯(64%)もある。

(18) 親族を長期に亘って「雇用」して自らの水田を耕作させるのであるから、実質的には経営権も委譲しているのではないか、つまり「被雇用者」は実質的な「小作人」ではないのかという疑問が湧いてくる可能性がある。だが、老齢のウー・オウントゥイン(106)が将来耕作権を引き渡すつもりで息子に経営を任せている事例と、夫から耕作権を相続した未亡人のドー・チンミヤ(60)が弟に経営をほぼ任せている事例の2例を除いては、経営権は雇用主側にある。また、経営のリスクはすべて雇用主が負い、被雇用者には定額の賃金が支払われるだけであるから、雇用が長期間であっても被雇用者は明らかに賃労働者である。

(19) 残りの1人は菜園農家の世帯主で、世帯主と妻と長女の3人が田植えや稻刈りに従事する。

(20) 本節ではこれを雇用—被雇用関係にまで拡大した。

(21) 北原 淳「タイにおける「屋敷地共住集団」と集落の社会史」(『アジア経済』第26巻第11号、1985年11月), 7ページ。

(22) 宮崎 猛「東北タイ農村における共同経営と土地所有——田坂敏雄氏の批判に答えて——」(『アジア経済』第28巻第1号、1987年1月), 8ページ。

(23) J. E. Stiglitz, "Incentive and Risk Sharing in Sharecropping," *Review of Economic Studies*, Vol. 41, No. 126 (April 1974) : pp. 249-251; 川越俊彦・大塚啓二郎「分益小作制度理論の再検討」(『農業総合研究』第36巻第3号、1982年7月), 180ページ。